

競技規則

近畿スキー技術選手権大会 競技規則

- 1 競技者は種目別スタート地点に集合し、スタート審判のコールを受け応答しなければならない。大会運営上、20人～30人集合しだい随時コールを開始するものとする。
- 2 競技者は前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち出発のための準備をしなければならない。
- 3 競技者はスタート審判の合図により出発しなければならない。スタート合図はフラッグで行うが、視界不良の場合はトランシーバーを利用するため、スタート審判の指示に従わなければならない。直ちに出发しない場合は当該種目を棄権とする。
- 4 競技コースの終点には停止ゾーンを設ける。ゾーンは4本のポールにより設定し、その区切りは色インク等により明示する。
- 5 競技は示された停止ゾーン内で安全のために停止するものとする。また、ゴールは両足スキーで終了するものとする。
- 6 競技中止について。大転倒等で中止するときは、ストック等の×印で連絡する。
- 7 ヘルメットを安全上必ず着用する。ウェアはレーシングスーツ（ワンピース等）は禁止し、ルーズフィットのものとする。その他、公式用具を使用すること。
- 8 競技種目が必要とする斜面については、その条件を満たせる設定を行う。
- 9 競技各種目は、設定された条件や状況に適合した回転弧、スピードで行う。
- 10 審判は、一般及びシニアの部は5審3採用により行い、ジュニアの部は3審3採用により行う。各種目100点満点とし減点法で採点し、採用の合計点で成績順位を決定するものとする。
- 11 競技斜面のインスペクション・整備については競技本部の指示に従い行う。選手・監督・コーチのみとし、ビブ・証明書を必ず着用のこと。
- 12 抗議は、監督・コーチ・当該選手本人としゴール後ただちに審判長に申し出ること。監督1名・コーチ3名以内とし、受付時に届け出をして監督・コーチ証を受け取り、大会期間中着用する。監督・コーチ証等については、本部に届け出た者が着用すること。
- 13 競技会場の積雪状況により競技コート・種目変更の可能性も有り得る。